

吹田市公告第 82 号

吹田市保健所設備管理業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 5 年 4 月 5 日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名称 吹田市保健所設備管理業務
- 2 業務場所 吹田市出口町 19 番 3 号
- 3 契約期間 令和 5 年 7 月 1 日 から 令和 8 年 6 月 30 日 まで
- 4 最低制限価格 設定しない
- 5 入札回数 2 回までとする
- 6 入札参加資格
以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
 - (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
 - (4) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。
 - (5) 本市の競争入札参加有資格者名簿掲載業者であり、参加希望種目については、「108 施設設備管理」等本業務を履行可能とみなされる者。

7 入札参加資格の確認

(1) 本入札の参加希望事業者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、(2)に示す提出書類を所定の日時及び場所に持参又は郵送し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 提出書類

制限付一般競争入札参加資格確認申込書(様式 1)

(3) 申込書等の交付

ア 交付期間

令和 5 年 4 月 5 日 (水) から令和 5 年 4 月 14 日 (金) まで

申込書はダウンロードにて交付し、郵送・宅配・電送等による交付はしない。

イ 受付日時

令和 5 年 4 月 5 日 (水) から令和 5 年 4 月 14 日 (金) (土・日・祝日を除く)

午前 9 時から午後 5 時 30 分まで (正午から午後 0 時 45 分までを除く)

(4) 提出方法及び受付場所

ア 提出方法

持参又は郵送 (配達証明付書留郵便に限る。提出期限必着のこと。)

イ 受付場所

「19 問合せ先」のとおり。

(5) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認の結果は、令和 5 年 4 月 18 日 (火) までに、申請者に電子メールにより通知する。なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

(6) その他

ア 申込書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、返却しない。

ウ 提出された申込書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

エ 申込書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

オ 提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

8 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

参加資格申請確認申込書の受付期限までに電子メールにより質問するものとする。質問に対する回答は入札参加資格の確認結果通知に併せて電子メールにより行い、入札参加者全員にその内容を通知するものとする。

9 入札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和 5 年 4 月 24 日（月）午前 10 時 30 分（時間厳守）

(2) 入札場所

吹田市保健所 2 階 講堂 1

（吹田市出口町 19 番 3 号）

10 入札方法

(1) 郵送・宅配・電送又は電報による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は 2 回までとする。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

11 入札の辞退

入札を辞退する場合は、前記入札日時までに入札辞退届を提出するものとする。

12 入札金額

(1) 入札書記載金額については、本市が仕様書で提示した要件に基づき、上記期間に係る費用の総合計を算出すること。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

13 落札者の決定

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。最低の価格で入札した者が複数あるときは、くじにより落札者を決定する。

14 入札等の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札等中止又は延期することがある。

15 入札保証金

免除する。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の 1 年あたりの額の 100 分の 3 に相当する金額を納付しなければならない。

16 契約保証金

契約金額の1年あたりの額の100分の10以上

17 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。

- (1) 本要領に示した参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札。
- (2) 入札心得書に示した条件等、入札に関する諸条件に違反した入札。
- (3) 参加資格確認申込に必要な証拠書類を提出しない者がした入札。
- (4) 事前審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者、また同要領別表に掲げる措置条件に該当する者がした入札。

18 その他

- (1) 入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。
- (2) 入札参加者が2者に満たない場合であっても、入札を執行するものとする。
- (3) 本件業務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る歳出予算において減額又は削除があった場合、本契約を変更し、又は解除することができるものとする。

19 問合せ先

吹田市出口町19番3号

吹田市健康医療部保健医療総務室（吹田市保健所内）

電話 06-6339-2225

メールアドレス ho-iryo@city.suita.osaka.jp